

備えて安心 24

地震
南海地震などあらゆる災害への備え

1995年（平成7年）年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の神戸市の犠牲者を対象として、兵庫県監察医が行った調査（左表）によると、犠牲者3,651人のうち、倒壊した建物のがれきの下敷きや倒れてきた家具が原因で窒息死や圧死された方は3,043人で全体の83・3パーセントを占めています。

死亡原因	人数	割合
建物倒壊などによるもの	3,043	83.30%
窒息	1,967	53.90%
圧死	452	12.40%
外傷性ショック	82	2.20%
頭部損傷	124	3.40%
内臓損傷	55	1.50%
頸部損傷	63	1.70%
打撲・座滅傷	300	8.20%
建物倒壊以外の原因によるもの	466	12.80%
焼死・全身火傷(CO中毒含)	444	12.20%
臓器不全など	15	0.40%
衰弱・凍死	7	0.20%
その他	142	3.90%
合計	3,651	100.00%

出典：神戸市における検死統計（兵庫県監察医、平成7年）

また、建物倒壊以外の原因で亡くなった方も466人で12・8パーセントとなつていますが、焼死された方の中には、がれきの下敷けたりできずに亡くなった方もおられるので、実際には90パーセント以上の方が、建物倒壊などが原因で亡くなつたのではないかとされています。

特に倒壊した建物のほとんどが、昭和56年6月に改正された現行の新耐震基準に合致していない、旧基準で建てられたものでした。

耐震診断

〈木造住宅耐震診断士派遣事業〉

お住まいの住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか診断し、今後の耐震化につなげていただくための事業です。

対象となる住宅

- 1981（昭和56）年5月31日以前に着工された住宅で、階数が3階以下のもの
- 在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたもの
- 賃貸住宅は、耐震診断について借主の同意を得ているもの

※プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法（ログハウス）などの住宅は対象外です。

個人負担金

3,000円

その他注意事項

- 診断には立会い（2～3時間程度）が必要です。
- 耐震診断の結果により、改修などを強制するものではありません。
- 町が行う耐震改修に対する補助制度を受ける場合には、町の実施する耐震診断を受けておく必要があります。

申込受付

6月～（先着20件）

耐震改修の補助

〈耐震改修設計費補助事業〉
〈耐震改修工事費補助事業〉

耐震診断を行い、一定の要件を満たした場合、耐震改修の設計を行うための費用や耐震改修工事費用の一部を補助します。

補助対象額（上限）

- 耐震改修設計の場合
対象経費の3分の2（上限20万円）
- 耐震改修工事の場合
上限60万円

※両方の補助を受けた場合は上限80万円です。

申込受付

6月～（先着2件）

耐震診断を受け、耐震性が確認された住宅や、耐震改修工事を実施し、耐震基準を満たした住宅は地震保険が割引になる制度があります。

また、耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置や所得税の控除があります。

詳細は担当までお問い合わせください。

